

# ダイビング事故発生時の対応

**ダイビング事故発生！**

**事故が発生したダイビングポイントは潜水禁止**

## 救助体制を整える

現地ガイドの中で一番最初に事故に気付いた者がリーダーになる。

**※事故当事者はリーダーにはなれないものとする。**

リーダーはその場にいる人間すべてを対象にして下記の役割を与える。

- ①連絡係 1名  
協議会LINEへの事故の第一報や各種連絡を一手に担う。
- ②記録係 1名  
ダイビング車に必ず積んである事故記録シートに時系列データを記録する。  
記入済の事故記録シートはスマホで撮影してから医療機関へ渡す。
- ③準備係 1名  
純酸素、AED、その場にいれば医療関係者などを、周囲の人を使って準備する。
- ④救助係 1名  
捜索メンバーを招集し、プロ資格者複数名を仕切り、救助にいける状態で待機する。

**海での事故は人命にかかわるので  
通報は躊躇せず迅速に！**

## 通報する人間の選定

- ① 事情を知っている引率者がその場にいる場合はその引率者
- ② 引率者がその場に見当たらない場合はリーダー

**第一報は必ず大島消防本部へ**



## 救助開始

海上保安庁または大島消防本部の現場到着を待ち、その指示に従って救助活動を行うのを基本とする。

※漁船による捜索を行う場合は消防本部の指示に従い救助係数名が漁港へ急行する。

ただし、緊急性があり、なおかつ、救助係メンバーの人数と力量が揃っている場合、大島消防本部の現場到着前に救助に向かうものとする。

その判断はリーダーが行い、その判断に従うかどうかは救助メンバー各々が判断する。

**医療機関に引き渡す**

## 事故後に当事者、または、ショップ代表が行うべき作業

### 事故当日

- ① 事故者のダイブコンピューターのダイブプロフィールの記録を撮影する。
- ② 事故者と一緒に潜った全員のダイブコンピューターのダイブプロフィールの記録を撮影する。
- ③ 事故者が使用していた器材を撮影し、故障が無いかを必ず二人一組でチェックする。
- ④ 事故者と一緒に潜った全員から個別にヒアリングを行う。
- ⑤ 引率者、または、ショップ代表者が、事故速報を作成して、協議会メールにて報告する。
- ⑥ 救助に参加してくれたメンバー・各関係機関への挨拶回りを行う。  
事故当事者・引率者・ショップ代表者の3名で。

### 翌日以降

- ⑦ 事故当日に記録したダイブプロフィールやヒアリング内容を検証し、正式な事故報告書を作成し、協議会メールにて報告する。
- ⑧ 安全対策の改善案を作成し、協議会メールにて報告する。
- ⑨ 上記の「事故報告書」と「安全対策改善案」を下記の関係機関に提出する。
  - 1) 海上保安庁
  - 2) 大島消防本部
  - 3) 大島警察署
  - 4) 大島町役場産業課
  - 5) 大島医療センター
  - 6) 伊豆大島漁業協同組合
  - 7) 元町漁業協同組合
- ⑩ 各ポイントにある純酸素を使用した場合は充填する。

## 事故後に大島ダイビング連絡協議会が行うべき作業

- ⑪ 事故により協議会に対し著しい損害を与えた場合、会則第10条に従い処罰をかずものとする。
- ⑫ 事故を受けて協議会として改善すべき課題が見つかった場合は改善を行う。
- ⑬ 漁船での捜索を行った場合、捜索に参加してくれた漁協組合員への日当を協議会が立替払いする。  
日当は1人あたり15,000円とする。
- ⑭ 上記で立替えた金額をショップ代表に請求する。